

第2回ステップアップ市民会議における提言等に対する取組み

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討
議会運営に関する事	一般質問	<p><答弁方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・答弁は自席に移動マイクを置いてやれば時間短縮できる。 <p><傍聴者の期待に応えられる一般質問></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派でなく専門家チームとして、答弁を打ち消すような質問ができるような勉強が必要。 ・「傍聴者が来たくなるような議会」を検討する対策プロジェクトを作って改革してほしい。 ・「1時間勝負」の濃度の濃い質問の実行の義務化。全議員、年1回「1時間質問」を必ずする。(年間 30 時間を特別に設定する。) 	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問のあり方については、従来から議会改革の検討項目として検討してきた経過があります。 ・直近では、平成 19 年 8 月～21 年 4 月にかけて設置した「ステップアップ検討委員会」において、一問一答及び対面方式の是非について検討しました。その際の結論は、一般質問は、市政の重要課題について大局的、体系的に質問すること、また、質問は、市民の代表として、市民に向かって発言することの趣旨から、現状の総括質問及び登壇方式を継続することとしました。 ・よりわかりやすい質問方法について引き続き研究していきます。
		<p><一般質問への市民参画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会開催に先立ち、会派は「(仮称)市長への質問をつくる市民会議」を開催する。市民に予定の質問内容の説明をして意見、感想を聞く。 ・会派として用意していない質問要求を取りまとめ、質問を完成させる。傍聴者増の効果が極めて大きい。 	<p>□</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問は、市民から負託を受けた議員が、議員の権限として行うものです。 ・松本市議会は、一般質問を「会派の代表制を基本に、個人質問を含めた形式」により行っています。従って、質問を行うにあたっては、当該会派内における論議にとどまらず、議会報告会や各種団体との意見交換会を通じて、市民世論等を把握し、意思統一を図っています。また、質問者自身も市民の意見等を参考に質問をしています。 ・今後も的確に市民の意見を把握して、質問を行っていきます。

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討
議会運営に関する事	委員長報告	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告は文書配布として、その後議決するのが良い。登壇しての委員長報告は必要ない。 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告は、委員会に付託された議案の審査の経過と結果を報告するもので、議案の採決にあたっての判断材料となる重要な報告です。 ・議会は言論の府であり、議論は口頭で行うことが原則ですので、委員長報告は、口頭で行うことが通例となっています。また、報告を受けたのちに、委員長報告の内容や委員会の審査の状況等について疑義をただすため、委員長報告に対しての質疑の場も設けています。その後、討論を行って議案の採決を行います。 ・委員長の口頭報告を省略し、文書を配付することによって代えることは、委員会審査の内容を深く理解できないまま、結果のみにとらわれて採決に入る懸念が生じますので、現在の方法を継続することとします。
	傍聴資料	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議・委員会の席表が欲しい。 	<input type="radio"/> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議は、傍聴席入口付近に配備します。 ・委員会は、席順が固定していないため、傍聴者にわかり易い方法を検討します。
		<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴資料の個人情報の部分は黒塗りでよい。 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・議案に記載されている個人情報は、当該議案の性質上、必要不可欠の内容のものです。また、協議会における事故報告等の個人情報については、後日、議案として提出される際に明記されるもので、議案と同様の内容となっています。 ・以上の理由から、秘匿する性質のものではないと判断しますので、現状どおり、議員の審査及び協議と同様の資料の配付を継続することとします。
		<ul style="list-style-type: none"> ・委員会でどの資料について話しているのかわからないときがある。「〇〇の資料をご覧ください。」と説明を入れてほしい。 	<input checked="" type="radio"/> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会において理事者側の資料説明の際に、説明資料の特定及び説明ページ等について触れていますが、より傍聴者にわかりやすいよう配慮します。

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討
議会運営に関すること	(傍聴資料)	<ul style="list-style-type: none"> 傍聴資料は会議時のみの貸与ではなく、持ち帰りできるようにしてほしい。 (議論の評価ができない。個人情報等は省いてよい) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算書、決算書等冊子資料は作成部数の都合上、貸与を継続します。 冊子資料以外は、貸与から提供(持帰り可能)に変更します。ただし、個人情報に係る資料については、配慮が必要と考えますので、当該資料の提供については、今後検討します。
	会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> 委員会が時間通りに始まらない。開始が遅れると出席している職員の人件費、光熱費ほか、税金の無駄遣いになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 開会時間前の集合等、定刻どおりの開催を徹底します。
		<ul style="list-style-type: none"> 「調査・研究」を目的とした特別委員会は、具体的成果目標をもった活動にしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 各特別委員会とも下記事項について調査・研究を進め、それぞれが具体的な提言ができるよう目標をもって活動しています。 〈特別委員会調査・研究事項〉 広域都市ビジョン:「松本市の地域づくり・都市内分権」 産業振興・行財政改革:「松本の特産品のものづくり」 交通・環境問題:「自転車道の整備」「デマンド」交通の導入」「パークアンドライドの充実」
		<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会の1日2委員会開催は、4委員会をわけて傍聴しやすくしたとあるが、なぜ2委員会の開催時間を同じにしたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 平成20年2月定例会から、従前の4委員会同時開催を1日2委員会の開催に変更しました。 これは傍聴者への配慮から変更したのですが、変更にあたっては、1日1委員会が理想的ではあるものの、当面は2委員会での開催として様子を見ることとしました。 現在、委員会の傍聴は、請願、陳情等特定の案件が中心になっており、現状の2委員会の開催でも大きな支障は見当たらないことから、今後もこの方式を継続していきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 委員会開会のときの定例あいさつをなくして時間短縮を。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 常識の範囲内とし、時間短縮を図ります。 	

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討
議 会 運 営 に 関 す る こ と	(会議の運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・「聞き置く」とした委員長の集約に驚いた。 	<ul style="list-style-type: none"> △ ・集約の方法として一定の基準を設け、松本市議会の集約用語として用いてきた表現ですが、他の表現がふさわしいかどうかを含め検討中です。
		<ul style="list-style-type: none"> ・市民共通の重要テーマについて、特定地区での出前委員会を随時開催してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> □ ・地域住民に関わりが深く、関心の高い議題については、移動委員会として当該地区で開催しています。 〈最近の例〉 ・降ひょう被害対応 ・四賀地区小学校再編(殿村遺跡の出土) ・上高地土砂災害 等
		<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の傍聴だけでなく、会議終了後に、傍聴者と議員が意見交換できる仕組みを作してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> △ ・検討課題とします。
	審議内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・決算審議は監査委員に重きを置き、監査委員の指摘事項について審議し他は省略してもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> △ ・決算審査のあり方について、検討します。
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業事後評価として、市民参加でやっている「事務事業評価」的なことができないか。細かい事業の集積になるが、「費用対効果など実益的な評価」になる。重要で基本的政策に係わることは別席で討議したらどうか。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・全議員が参加をし、常任委員会のように4つの部門に分けて同時進行の審議をしてほしい。 	

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討
議会運営に関する事	環境・施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 議場の傍聴席のスロープは車椅子対応といっているが、傾斜が異常で本当に危ない。怖くて次は入れない。全議員が車椅子であるスロープを体験してほしい。議員のスペースを減らしてでも車椅子席スペースを設けるなど、安全対策を考えて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> △ 議場のある東庁舎は昭和 44 年に建築されました。議場には、建築当初からスロープの設備はなく、後年、整備をしましたが、議場の構造上、現在の形状になっています。 平成 20 年に傍聴用椅子の更新に併せ、スロープの改修を検討しましたが、躯体そのものの構造から大規模工事が必要であるため、改修がかなわなかった経緯があります。 現在のスロープの不都合さについては、従前からの課題として捉えていますので、車椅子席設置の場所を含めて今後検討していきます。
		<ul style="list-style-type: none"> 会派控室のある廊下の雰囲気は暗い。絵画が飾られていてもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> △ 庁舎内におけるポスター等の掲示は、特定された掲示板に限定されています。また、絵画についても廊下への展示は管理上の問題等から基本的に行っていません。議場入口には寄贈いただいた絵画を展示してありますが、これは、寄贈者の意思を尊重し、特例的に行っているものです。 絵画については、盗難や傷つけられることなどの危惧がありますので、季節感のあるポスター等の掲示が可能か庁舎管理の主管部署と調整していきます。
		<ul style="list-style-type: none"> 議場は冷房が効きすぎ。適度な温度設定をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 冷暖房の操作は、議場内でできない構造のため、こまめに温度を確認して機械管理部門に連絡しています。しかし、傍聴席と議員席、また、議員席も上下の席により温度に差異があり、特に吹出口に近い傍聴席は冷暖房の影響が顕著になっています。今後、さらにきめ細かな温度確認を行い、適温への対応をしていきます。

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討	
議 会 活 動 に 関 す る 事 項	議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の詳細な議案審査をもう少し詳しく載せるべき。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の紙面構成(8ページ)の中で工夫をし、必要に応じて常任委員会の審査結果等を掲載することとします。
		<ul style="list-style-type: none"> ・受け手の市民の意見、要望を入れた編集をしてほしい。保存版くらのレベルの濃いものを。 	□	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な意見や提言をいただきながら、より市民のみなさんに読みやすい紙面づくりを進めます。
		<ul style="list-style-type: none"> ・公民館報のように市民にボランティアで編集してもらったらどうか。 (議会参画意識の高揚) 	□	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりは、議会からの発信であり、議会の責任において編集・発行していくものと考えています。
		<ul style="list-style-type: none"> ・「議会だより」は、編集委員会ではなく広報部会でまとめて取り扱ったらどうか。 	□	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会や委員長レポート等、議会活動全般の広報部門の企画・運営を司る広報部会と十分連携を図りつつ、「議会だより」については、専門に取り扱う編集委員会において編集・発行をしていきます。
	広 報	<ul style="list-style-type: none"> ・議会ホームページに、議会運営委員会や特別委員会の日程も掲載すべき。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、議会運営委員会は可能な限り掲載していますが、特別委員会は日程が急遽設定される場合が多いこと等から掲載していません。 今後は特別委員会も含めて掲載します。
		<ul style="list-style-type: none"> ・議員の顔と名前が一致しない。もう少し情報公開をしたほうがよい。 	□	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の顔写真は、「議会ホームページ」及び「広報まつもと」に、また、議員の個別情報は「議会ホームページ」に掲載しています。
		<ul style="list-style-type: none"> ・本会議の中継を、テレビを設置してある市の施設で放映したらよいのではないか。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、本会議中継をしている「松本市行政チャンネル」を活用するなど、効果的な方法について検討します。
		<ul style="list-style-type: none"> ・CATV 委員長レポートは、議会目線にとらわれず、聞き手目線の内容になっているか。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴者に関心をいただける番組となっているのかどうか、内容について検証をしていきます。

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討
議 会 活 動 に 関 する 事 項	議会報告会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会は議会目線にとらわれず、聞き手目線の内容になっているか。できれば、受け手の意見を聴いたらどうか。一方通行にならないよう意見が交差するように。(事前に質問要旨を聞いておく。) 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会では、市民の皆さんから意見、提言をいただく場を設けていますので、忌憚のないご意見をいただきたいと考えています。
		<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会は質疑応答できる会議に。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の活性化を。報告内容、議題、運営の仕方、回数、頻度についても見直しを。 ・会派ごとの報告会もやってほしい。少なくとも年1回年度当初に昨年度の議会活動実績と成果、反省、新年度活動方針、目標について報告を。 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会は、平成22年2月の第1回開催以降、8回を数えました。 ・現在、これらの結果を踏まえ、より実効性のある開催方法について検討し、要綱等の策定に向け取組みを進めています。 ・より良い報告会となるよう努力していきます。
	市民意見の把握・反映		<p><基本的な考え方></p> <p>1 松本市議会では、平成21年4月に施行した議会基本条例において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。 ・市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。 <p>を活動原則として定め、この活動原則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が議会活動に参加する機会の確保すること。 ・公聴会制度や参考人制度の活用により議会審議に反映すること。 ・市民との意見交換の場を設けること。 <p>を規定しています。</p>

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討
議会活動に関する事	(市民意見の把握・反映)		<p>このような観点から、市民の意見、提言を伺い、議会活動に活かすことを目的に、「ステップアップ市民会議」を設置するとともに、「議会報告会」や「各種団体との意見交換会」を開催しています。</p> <p>また、基本条例制定以前からも、郵便、ファックス、電子メールにより意見募集を行っており、必要に応じて議員全員に内容を周知するとともに、議会としての回答を行っているところです。</p> <p>2 市民会議、議会報告会等は、議会基本条例に基づき、取組みを始めたばかりですので、まずは、これらの充実に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>3 また、地方自治法においては、市政に対する要望等について、議長あてに文書で提出いただき、議会として審査等を行う請願・陳情制度がありますのでご活用ください。(議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」といいます。)</p>
		<p>・格差社会が広がり、希望や夢の持てない時代になっている。市民の声に対し、議員の意見を聞く具体策を伺いたい。</p>	<p>□ ・議員個人の意見については、それぞれの議員にお尋ねいただければと考えます。議会としてお答えする場合は、上記「基本的な考え方」の中で対応していきます。</p>
		<p>・議会で可決された予算の執行時に問題があることが市民によって発見されたとき、議会として検討検証など対応してくれる窓口はどこか。</p>	<p>□ ・議会としては、上記「基本的な考え方」でお示した方法により市民からのご意見をお聴きした上で、予算審査を所管する常任委員会等で対応していきます。</p>
		<p>・3Kプランや地域主権の推進するにあたって不安となる町会組織等の現状に対し、議員から疑問の声が出ないのどうか。身近な市民の声が反映されていないのではないか。</p>	<p>□ ・議員個人の意見については、それぞれの議員にお尋ねいただければと考えます。議会としてお答えする場合は、上記「基本的な考え方」の中で対応していきます。</p>

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討	
議会活動に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ・市民との常設の「意見交換の場」をつくる。毎週1回、議会代表の複数の議員と市民との意見交換会の場をつくる。(当番医制度型) 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の意見・提言については、さらに広聴機能を充実するための手法ととらえ、今後の検討課題とします。
		<ul style="list-style-type: none"> ・議員報告会ではなく、委員会担当行政について市民の声を聞く会を年1、2回議員に義務付け、その会での意見等に基づいて、委員会や本会議で要請、質問を行うこととしたらどうか。逆に、聞く会を開催しない議員の質問権はなくす。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の意見・提言については、さらに広聴機能を充実するための手法ととらえ、今後の検討課題とします。
		<ul style="list-style-type: none"> ・立案及び提言を市民が督促したいときは議会の誰に申し出ればいいのか。市民が政策提案してもらいたいことが出てきたら議会の誰に言えばいいのか。市民提案対応受付窓口を作してほしい。 	□	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「基本的な考え方」の中で対応していきます。
	基本条例の具現化・議会の権能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・来期は、4部会の活動範囲に制約されず、重要課題優先解決という視点で、解決すべき課題を先に決め、プロジェクト的に議員を配分して活動してほしい。 	□	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例に規定する活動を具体化するため、4部会を設置し、検討を行っています。 ・各部会では、年度当初に本年度取組む重要事項を選定し、工程表を作成して優先度の高いものから検討を進めています。 ・全議員が部会に所属し、議員みずからが企画・立案して具体化していく方法は、議会基本条例を制定している他の議会からも注目を集め、一定の評価をいただいています。 ・この部会制は、まさしくプロジェクトチームに通じる考え方ですので、この方法を活用しながらさらに改革を行っていきます。

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討
議 会 活 動 に 関 する 事 項	(基本条例の具現化・議会の権能強化)	(優先課題案) ・「政策立案、提言」をなぜしないのか、その原因の徹底究明と根本対策	□ ・本年度から、4常任委員会がテーマを決め、議会としての政策提言、政策提案の実現に向け取り組みを行っており、任期中(1年)には一定の結論が出せるよう鋭意研究を進めています。 ・また、当初予算編成前に、市長に対して会派ごとに次年度の重点施策等を提言しています。 ・議員有志で議案を提案しています。 (住民投票条例、医療費特別給付金条例の一部改正)
		・「監視・評価」機能が発揮されていない。表皮的、形式的で実効性に乏しい。まずすべきことを決めて、次に充実した実効性のある監視・評価機能が発揮されるための対策案を作ってほしい。	□ ・議会における監視・評価は、決算審査や一般質問等を通じて行っていますが、さらに監視・評価の実効性を高めるために、決算審査のあり方についても検討(前記)することとしています。 ・機能の発揮や実効性に乏しい部分について具体的な指摘をいただければ、その面を中心に今後検討をしていきます。
		・「議会事務局の体制整備」議会活動強化のための体制整備計画を早急にたて、実現化を。	□ ・議会事務局は11人体制で組織しています。議会基本条例の制定を見据え、平成20年4月から従前の3係制を1担当制に変更し、多様化、複雑化する議会事務に柔軟に対応できる組織に整備してきました。 ・その結果、議会基本条例制定後の新規取り組みについても総合的に対応できる体制となっています。また、議会の政策提言等に関し、専門的知識を有する職員も配属していますので、現状の体制を維持していきたいと考えています。

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討
	(基本条例の具現化・議会の権能強化)	<p>・「政治倫理」議会全体のコンプライアンスとして、政治倫理に違反するような行為に対する処置、対応のルール作りを。倫理条例の制定を待つとしても、放置状態は避けるべき</p>	<p>□</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会、議員の規律については、地方自治法及び松本市議会会議規則に規定されており、議員は日頃から規律を重んじ、法令に則った活動をしています。 ・信義則に基づく行動は、議員のみならず、社会人として当然身に付けていなければならない基本的事項と考えています。 ・なお、倫理条例制定の要否については、議会基本条例制定後に検討した経過がありますが、上記の理由から、制定の必要性は見られないと結論付けています。
会派・政務調査費に関すること	会派のあり方	<p>・会派の意味、形成の目的を明確にしてほしい。何のために会派をつくるのか。</p>	<p>-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策を中心とした同一の理念を有する議員が、同一の理念に基づく政策の実現を図るために結成しています。
		<p>・会派活動と個人の公約との整合性は。公約実現の責任は個人にあるのか、会派にあるのか。</p>	<p>-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の理由により会派を結成し、会派活動の中で個人の公約の実現を目指しています。公約はあくまで個人が掲げた約束ですので、その実現の責任は個人に帰します。 ・公党を基本とする会派は、公党の方針に基づく公約をもって活動しているため、個人との間に不整合はありません。
		<p>・各会派の人数により委員会の委員が割り振られているが、各委員会で協議したことは各会派で共有する仕組みになっているのか？ 現在、各会派4人以上であり情報共有できる状況だと思われる。</p> <p>しかし、規定上3人以上で会派が成立し、かつ議員定数の減少により、今後の選挙で3人会派が出てくることが考えられるが、会派が参加していない委員会の情報をどのように共有されるべきと考えるか？</p>	<p>-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派会議において、委員会所属議員から報告を受け、所属議員に内容を確認することにより、情報の共有化を図っています。また、常任委員会は二日間に分けて開催しているため、傍聴を行うことにより会議の内容を把握できます。各委員会の資料も各会派で保有することにしていきますので、資料による確認も併せて行うなど、会派の議員全員が情報を共有できるシステムとしています。

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討
会派・政務調査費に関する事	政務調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費の残額ゼロの会派と残額返済の会派の不公平差を認めない。 残額ゼロ会派の収支報告は不可解。 	<ul style="list-style-type: none"> - 議員の調査研究活動に必要な経費の一部として、会派に政務調査費が交付されています。 ・政務調査費は、各会派の活動方針に基づき、各会派の責任において活用されていますので、その内容及び支出額に不公平はありません。 なお、調査研究活動に要した額が、交付額を上回っている場合は残額が生じません。 上回った額は議員個人の負担としています。
		<ul style="list-style-type: none"> ・旅費の比率が高すぎる。会派によっては、96.6%のところもある。 	<ul style="list-style-type: none"> - 当該年度の会派の調査方針により、旅費の割合が高くなっているケースもありますが、各種研修会や講演会への出席、会派広報紙の発行や議員活動に必要な書籍購入等の経費にも使用しています。 使用した内容は、収支報告書に添付している活動報告書に記載し、公開しています。 ・調査旅費については、先進地の取組みを直に見聞することにより、その事業の背景や必要性及び効果等に加え、取組みにあたっての内情や不首尾だった事例等を含めた全体像が確認できます。 また、現地に赴くことにより、資料だけでは確認できない地域的な特性や、その地の住民から直接、話を聞くことができるなどの効果があります。

区分	項目	提 言 等	市 議 会 の 取 組 み ◎実施、○一部実施、□実施中又は現状継続、△検討
会派・政務調査費に関する事	(政務調査費)	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費の大半をしめる旅費の報告内容について、旅費を使って出かける目的とその成果を報告してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> △ 視察結果については、詳細な報告書を作成し、ホームページで公開するとともに閲覧に供しています。今後、議会報への掲載等について検討していきます。 ・なお、視察によって得た情報については、一般質問や委員会審査等の場において理事者側に提言を行うなど、機会を捉えて活用しています。
		<ul style="list-style-type: none"> ・議員一人当たり、25万円の政務調査費の根拠は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> - 政務調査費は、地方分権の推進を契機に平成12年に法制化されました。交付額は条例で定めることとなっており、松本市議会は25万円と規定しています。 ・本市議会の交付額の根拠は、法制化前に要綱に基づいて交付されていた会派市政調査研究費年額12万円と、一般行政視察旅費として予算化してあった年額13万4千円を統合し、この合計額をもって25万円としたものです。
		<ul style="list-style-type: none"> ・市長から交付を受け、残額を市長に返還するというのは、表現としてどうなのか。二元代表制としての関係からも気になるところである。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 政務調査費は、地方自治法により、普通地方公共団体が条例の定めるところにより交付することができると規定されているため、当該地方公共団体を代表する市長名で交付されているものです。